

ロシアによるウクライナへの侵略を強く非難する決議

去る2月24日、ロシアが本格的なウクライナへの侵略を開始した。

ロシアによる侵略は、ウクライナの主権及び領土の一体性を著しく侵害し、武力の行使を禁ずる国際法の深刻な違反であり、国連憲章の重大な違反である。

いかなる国であろうとも、力による一方的な現状変更は断じて認められない。ロシアの行動は、欧州だけでなく、アジアを含む国際社会の秩序の根幹を揺るがす極めて深刻な事態であり、我が国の安全保障の観点からも決して看過できず、千早赤阪村議会は最も強い言葉で、これを非難する。ロシアに対し、国際法を遵守し、即時に攻撃を停止し、軍をウクライナより撤収するよう強く求める。

以上、決議する。

令和4年3月7日

即日原案可決

大阪府南河内郡千早赤阪村議会